

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年3月28日

【会社名】 株式会社三十三フィナンシャルグループ

【英訳名】 San ju San Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺 三憲

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社三重銀行
常務執行役員総合企画部長 堀内 浩樹
株式会社第三銀行
取締役総合企画部長 川瀬 和也

【最寄りの連絡場所】 株式会社三重銀行 東京事務所
東京都中央区京橋1丁目1番1号
株式会社第三銀行 東京支店
東京都中央区日本橋1丁目14番7号

【電話番号】 株式会社三重銀行 東京事務所
(03) 3241 - 7015
株式会社第三銀行 東京支店
(03) 3277 - 3311

【事務連絡者氏名】 株式会社三重銀行 東京事務所
常務執行役員東京支店長兼東京事務所長 松本 環
株式会社第三銀行 東京支店
東京支店長兼東京事務所長 中川 幸久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債（注1）

【届出の対象とした募集金額】 6,989,000,000円（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）1．本訂正届出書の対象となる新株予約権付社債に付された新株予約権は、株式会社第三銀行（以下、「第三銀行」といいます。）及び株式会社三重銀行（以下、「三重銀行」といいます。第三銀行及び三重銀行を併せて以下、「両行」といいます。）において平成29年9月15日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、平成29年12月15日に開催された両行の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）並びに同日に開催された第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）及びA種優先株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に際し、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に関する第三銀行の新株予約権者に対して第三銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「当社」といいます。）の新株予約権を交付するものであります。また、当社は、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、第三銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として承継いたします。

2. 株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、第三銀行が当社の成立日の前日の最終の当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務の金額になります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成29年9月30日現在の株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の残高を記載しております。なお、届出の対象とした募集金額は、本株式移転に係る株式移転計画に基づき、本株式移転の効力発生日までに株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る社債の金額が減額されます。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月29日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成29年12月20日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書ならびに平成30年2月14日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、記載事項の一部に誤りがございましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

銘柄	株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（注1）
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することができない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金6,989,000,000円（注2）

(後略)

(訂正後)

銘柄	株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（注1）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金6,989,000,000円（注2）

(後略)

欄外注記

(訂正前)

(注) 1～4 省略

- 5 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本新株予約権付社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からBBB（トリプルB）の信用格付を平成26年1月14日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本新株予約権付社債の申込期間中に本新株予約権付社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」

（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03（3544）7013

(注) 6～20 省略

(訂正後)

(注) 1～4 省略

- 5 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付はありません。

(注) 6～20 省略

（新株予約権付社債に関する事項）
（訂正前）

（前略）

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 省略</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$ <p>「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成30年3月31日に終了する事業年度 2.49</p> <p>平成31年3月31日に終了する事業年度 2.99</p> <p>特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。</p> <p>以下省略</p>
-----------------------	--

（後略）

(訂正後)

(前略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 省略</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$ <p>「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>「特別配当」とは、()平成30年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る第三銀行の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における第三銀行新株予約権付社債の各社債の金額（金100万円）あたりの第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に2.49を乗じた金額を超える場合における当該超過額、又は()平成31年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における本社債の各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に2.99（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。</p> <p>以下省略</p>
-----------------------	---

(後略)

(2) 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

【新株予約権付社債の引受け】該当事項はありません。【新株予約権付社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本新株予約権付社債の社債管理手数料については、現時点においては未定であります。但し、本新株予約権付社債の格付の変更により、社債管理手数料は期中において見直しが行われることがあります。